

議案第 98 号

さいたま市市税条例等の一部を改正する条例の制定について
さいたま市市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 21 年 6 月 17 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市市税条例等の一部を改正する条例

(さいたま市市税条例の一部改正)

第 1 条 さいたま市市税条例(平成 13 年さいたま市条例第 67 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第 15 条の 3 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第 1 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の 3 月 15 日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を、市長に提出した場合(法附則第 5 条の 4 第 9 項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。)に限り、適用する。</p> <p>第 15 条の 3 の 2 平成 22 年度から平成 35 年度</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第 15 条の 3 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第 1 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の 3 月 15 日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を、市長に提出した場合(市民税の納税通知書が送達された後に市民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに市民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかったことについてやむを得ない理由があると市長が認めるとき又は法附則第 5 条の 4 第 9 項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。)に限り、適用する。</p>

までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第21条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第28条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）

(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であって、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

3 第1項の規定の適用がある場合における第25条及び第25条の2第1項の規定の適用については、第25条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第15条の3の2第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第15条の3の2第1項」とする。

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第16条 [略]

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しな

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第16条 [略]

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しな

いものである場合を含む。)において、第28条第1項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第19条から第21条まで、第24条から第25条まで、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項、附則第15条の3の2第1項及び前条の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

(1) [略]

(2) 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第19条から第21条まで、第24条から第25条まで、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項、附則第15条の3の2第1項及び前条の規定により計算した所得割の額に相当する金額

3 [略]

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第19条 [略]

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条第2項に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日、登記年月日及び当該家屋を居住の用に供した年月日

(4) 当該年度の初日の属する年の1月31日を経過した後に申告書を提出する場合には、同日までに提出することができなかつた理由

3 法附則第15条の8第1項又は第2項の貸家住宅の敷地の用に供する土地について、令附則第12条第9項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条第3項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)~(3) [略]

4 [略]

5 [略]

6 [略]

いものである場合を含む。)において、第28条第1項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第19条から第21条まで、第24条から第25条まで、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び前条の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

(1) [略]

(2) 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第19条から第21条まで、第24条から第25条まで、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び前条の規定により計算した所得割の額に相当する金額

3 [略]

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第19条 [略]

2 法附則第15条の8第1項又は第2項の貸家住宅の敷地の用に供する土地について、令附則第12条第9項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条第2項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)~(3) [略]

3 [略]

4 [略]

5 [略]

7 [略]

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該高齢者等居住改修住宅又は当該高齢者等居住改修専有部分に係る居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)~(7) [略]

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該熱損失防止改修住宅又は当該熱損失防止改修専有部分に係る熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)~(6) [略]

(上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例)

第36条の2 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項、附則第15条の3の2第1項及び附則第15条の4の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第36条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第36条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第15条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第36条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

6 [略]

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該高齢者等居住改修住宅又は当該高齢者等居住改修専有部分に係る居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)~(7) [略]

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該熱損失防止改修住宅又は当該熱損失防止改修専有部分に係る熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)~(6) [略]

(上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例)

第36条の2 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の4の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項及び附則第15条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第36条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第15条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第36条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) [略]

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第37条 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項、附則第15条の3の2第1項及び附則第15条の4の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第37条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第37条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第37条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第37条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第15条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第37条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) [略]

4 [略]

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第38条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第19条及び第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当す

(3)・(4) [略]

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第37条 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の4の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第37条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第37条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項及び附則第15条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第37条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第37条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第15条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第37条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) [略]

4 [略]

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第38条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第19条及び第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を

る市民税の所得割を課する。

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項、附則第15条の3の2第1項及び附則第15条の4の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第38条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第15条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) [略]

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第39条 [略]

2 [略]

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで又は第37条の9の2から第37条の9の5までの規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第41条 [略]

2~4 [略]

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定め

課する。

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の4の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第38条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項及び附則第15条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第15条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) [略]

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第39条 [略]

2 [略]

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで又は第37条の9の2から第37条の9の4までの規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第41条 [略]

2~4 [略]

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定め

るところによる。

(1) [略]

(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項、附則第15条の3の2第1項及び附則第15条の4の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第41条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第41条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第41条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第41条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第15条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第41条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) [略]

(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第42条 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項、附則第15条の3の2第1項及び附則第15条の4の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第42条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第15条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額

るところによる。

(1) [略]

(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の4の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第41条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第41条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項及び附則第15条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第41条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第41条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第15条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第41条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) [略]

(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第42条 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の4の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第42条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項及び附則第15条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第15条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額の合

並びに附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) [略]

(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第42条の2 市民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式(以下この項及び次項において「特定管理株式」という。)又は同条第1項に規定する特定保有株式(以下この項において「特定保有株式」という。)が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第28条第8項第3号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。)をしたことと、当該損失の金額として令附則第18条の2第5項で定める金額は当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条例の規定を適用する。

2・3 [略]

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第43条 [略]

2 前項の規定は、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第28条第1項若しくは第3項の規定による申告書又は第5項において準用する同条第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書又は租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第11項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

3～5 [略]

6 第3項の規定の適用がある場合における第29条の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書(」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第11項において準用する

計額」とする。

(3)・(4) [略]

(特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第42条の2 市民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式(以下この項及び次項において「特定管理株式」という。)が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第28条第8項第3号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。)をしたことと、当該損失の金額として令附則第18条の2第5項で定める金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条例の規定を適用する。

2・3 [略]

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第43条 [略]

2 前項の規定は、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第28条第1項若しくは第3項の規定による申告書又は第5項において準用する同条第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書又は租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第5項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

3～5 [略]

6 第3項の規定の適用がある場合における第29条の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書(」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第5項において準用する

る所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。」と、「第4項まで」とあるのは「第4項まで又は附則第43条第5項において準用する前条第4項」と、同条第2項中「第4項まで」とあるのは「第4項まで又は附則第43条第5項において準用する前条第4項」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第43条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第19条及び第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の7に定めるところにより計算した金額(以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。)に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額(先物取引に係る雑所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項、附則第15条の3の2第1項及び附則第15条の4の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第43条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第43条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第43条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第43条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第15条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第43条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) [略]

所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。」と、「第4項まで」とあるのは「第4項まで又は附則第43条第5項において準用する前条第4項」と、同条第2項中「第4項まで」とあるのは「第4項まで又は附則第43条第5項において準用する前条第4項」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第43条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得及び雑所得については、第19条及び第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の7に定めるところにより計算した金額(以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。)に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額(先物取引に係る雑所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の4の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第43条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第43条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項及び附則第15条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第43条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第43条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第15条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第43条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) [略]

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第43条の4 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項、附則第15条の3の2第1項及び附則第15条の4の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第43条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第43条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第43条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第43条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第15条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第43条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) [略]

3・4 [略]

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項、附則第15条の3の2第1項及び附則第15条の4の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第43条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第43条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第43条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第43条の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第15条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第43条の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第25条の2第1項中

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第43条の4 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の4の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第43条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第43条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項及び附則第15条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第43条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第43条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第15条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第43条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) [略]

3・4 [略]

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の4の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第43条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第43条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項及び附則第15条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第43条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第43条の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第15条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第43条の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第25条の2第1項中

よる市民税の所得割の額の合計額」と、第25条の2第1項中「第19条第4項」とあるのは「附則第43条の4第4項」とする。

(3)・(4) [略]

6 [略]

「第19条第4項」とあるのは「附則第43条の4第4項」とする。

(3)・(4) [略]

6 [略]

(さいたま市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 さいたま市市税条例の一部を改正する条例(平成20年さいたま市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第44条の5を加える改正を次のように改める。

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第44条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該年度の前年度において第44条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額(同条第2項の規定により当該年金所得に係る特別徴収税額に加算した所得割額がある場合にあつては、当該所得割額を控除した額)に相当する額をいう。以下この節において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

2 当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において前項の規定による特別徴収が行われた特別徴収対象年金所得者については、第44条の2第1項の規定の適用がある場合における同項及び同条第2項並びに第44条の3及び前条の規定の適用にあつては、第44条の2第1項中「の2分の1に相当する額」とあるのは、「から第44条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額」とし、同条第3項の規定は、適用しない。

3 第44条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第44条の3中「前条第1項」とあるのは「第44条の5第1項」と、「(同条第2項の

規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。)とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

(さいたま市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 さいたま市市税条例の一部を改正する条例(平成20年さいたま市条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第24条の2の改正を次のように改める。

(寄附金税額控除)

第24条の2 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が5,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額(当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が5,000円を超える場合にあっては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第21条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)・(2) [略]

(3) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に

(寄附金税額控除)

第24条の2 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が5,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額(当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が5,000円を超える場合にあっては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第21条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)・(2) [略]

掲げる寄附金（同条第3項及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の3の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、前号に掲げる寄附金を除く。）のうち、次に掲げるもの

ア 市内に主たる事務所を有する法人に対する寄附金

イ アに掲げる法人のほか、市民の福祉の増進に寄与するものとして、規則で定めるところにより、市長が指定した法人又は団体に対する寄附金

ウ 所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるもののうち、市民の福祉の増進に寄与するものとして、規則で定めるところにより、市長が指定したもの

2 [略]

3 第1項第3号イ又はウの規定による市長の指定があった日の属する年の1月1日から当該指定があった日の前日までの間に支出した同号イの規定による指定前の法人若しくは団体に対する寄附金又は同号ウの規定による指定前の寄附金は、それぞれ同号イ又はウの規定による寄附金とみなす。

2 [略]

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成22年4月1日から施行する。<u>ただし、附則第3条の規定は、さいたま市市税条例等の一部を改正する条例（平成21年さいたま市条例第 号）の公布の日から施行する。</u></p> <p>第3条 市長は、この条例の施行前においても、この条例による改正後のさいたま市市税条例第24条の2第1項第3号イ及びウの規定による指定をすることができる。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成22年4月1日から施行する。</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成22年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正又は規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中附則第19条の改正並びに第2条及び第3条並びに附則第3条の規定
公布の日

(2) 第1条中附則第15条の3第3項、第38条第1項及び第39条第3項の改正
並びに次条の規定 平成22年4月1日

(3) 第1条中附則第43条の2第1項の改正 平成23年1月1日

(個人の市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後のさいたま市市税条例附則第15条の3第3項の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成21年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後のさいたま市市税条例附則第19条第2項の規定は、平成21年6月4日以後に新築された同項に規定する住宅に対して課すべき平成22年度以後の年度分の固定資産税について適用する。